

3 がん医療

(1) がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制等

① がん診療連携拠点病院・がん診療連携指定病院について

がん診療連携拠点病院・診療連携指定病院(以下、文中では「拠点・指定病院」)は、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう配置されています。拠点病院は、都道府県知事からの推薦に基づき厚生労働大臣が指定する病院です。都道府県において中心的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」と各地域に設置される「地域がん診療連携拠点病院」があります。また、指定病院は、拠点病院と同程度の機能を有するものとして神奈川県知事が独自に指定する病院です。

これらの医療機関は、がん医療の内容や医療従事者、診療実績、設備、情報提供・相談体制など一定の要件を満たしており、専門的な知識や技能を持った医師や医療従事者が在籍しています。こうした体制のもと、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・その家族に対する相談支援及び情報提供等が行われています。

拠点・指定病院では、わが国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがん)を中心にその他各病院が専門とするがんについて、手術療法、放射線療法及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療を実施しているほか、がん患者への相談支援等についても地域の中心的な役割を果たしています。

がんのリハビリテーションや希少がん・難治性がん、ライフステージに応じたがん対策等の新たな課題についても、拠点・指定病院が中心となり、個々の病院の実情に合わせて地域と連携しながら取り組みを進めていくことが期待されています。

市においては、地域がん診療連携拠点病院として、「横須賀共済病院」が国の指定を受けており、横須賀・三浦地区のがん治療等において重要な役割を担っています。

医療施設として、専門的治療室の設置、放射線治療設備の更新など治療体制の充実に努めるとともに、情報提供体制として、がん相談支援センターを設置して専任者を配置し、院内外の医療従事関係者の協力も得ながら、地域医療機関や患者からの相談に対応できる体制を整えています。

横須賀共済病院ホームページ

【がん診療】

https://ykh.kkr.or.jp/toku_gan/index.html

住 所：横須賀市米が浜通1-16



(がん診療)

【がん相談支援センター】

https://ykh.kkr.or.jp/toku_gan/sodanshien.html

時 間：月曜日～金曜日 9：00～16：00

(祝祭日・年末年始(12/29～1/3)・創立記念日(3月第2週金曜日)は休み)

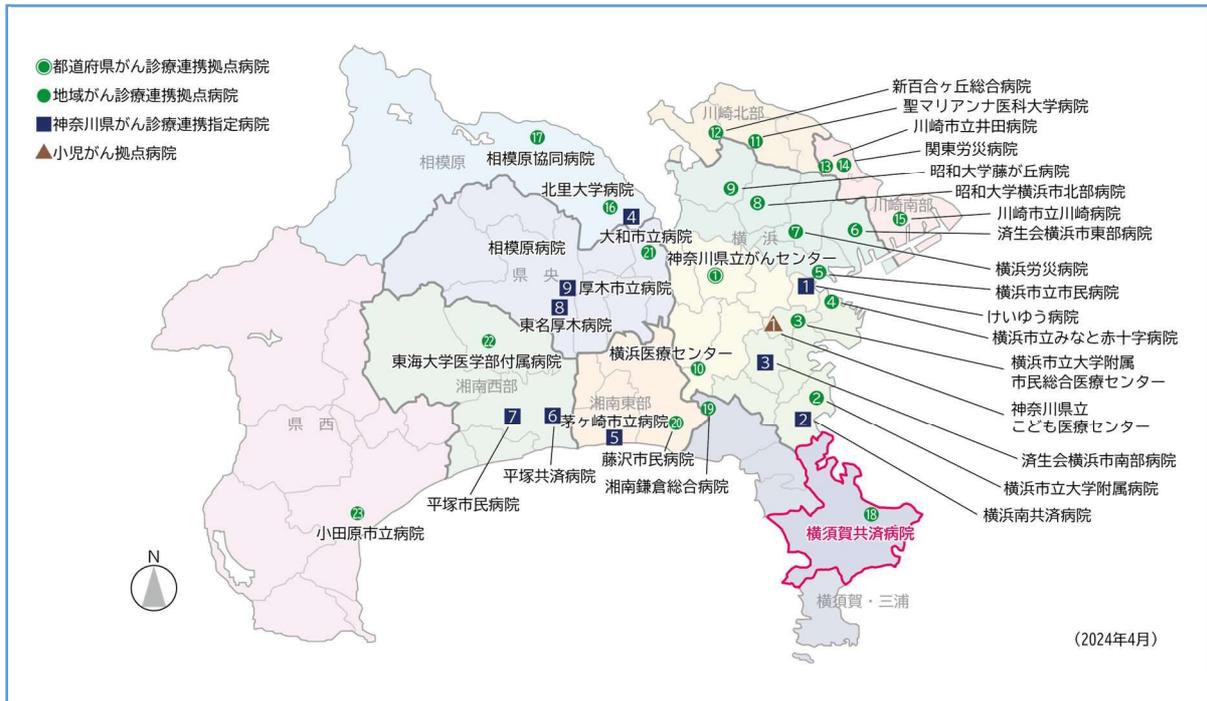
電 話：046-822-2710(代表) 内線2576

まずはお電話で「がん相談について」とお話しください。原則予約制です。



(がん相談支援センター)

がん診療拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院の配置



出典：神奈川県ホームページ・病院を探す・調べる

県内のがん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院

都道府県がん診療連携拠点病院	神奈川県立がんセンター
----------------	-------------

医療圏名	地域がん診療連携拠点病院	県がん診療連携指定病院
横浜	横浜労災病院	けいゆう病院
	昭和大学横浜市北部病院	横浜南共済病院
	恩賜財団済生会横浜市東部病院	恩賜財団済生会横浜市南部病院
	横浜市民病院	
	横浜市立大学附属病院	
	横浜市立みなと赤十字病院	
	横浜市立大学附属市民総合医療センター	
	昭和大学藤が丘病院	
	横浜医療センター	
川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	—
	新百合ヶ丘総合病院	
川崎南部	川崎市立井田病院	—
	関東労災病院	
相模原	相模原協同病院	相模原病院
	北里大学病院	
横須賀・三浦	横須賀共済病院	—
	湘南鎌倉総合病院	
湘南東部	藤沢市民病院	茅ヶ崎市立病院
湘南西部	東海大学医学部附属病院	平塚共済病院
		平塚市民病院
県央	大和市立病院	東名厚木病院
		厚木市立病院
県西	小田原市民病院	—

(令和6年4月1日現在)

出典：神奈川県ホームページ・病院を探す・調べるより作成一部改変

② 県がん診療連携協議会の役割

県、拠点・指定病院、県医師会及び県歯科医師会で構成される県がん診療連携協議会では、相談支援部会、緩和ケア部会、院内がん登録部会、薬物療法部会及びPDCAサイクル推進部会を開催し、全ての拠点・指定病院間が、県のがん診療にかかわる情報及び課題を共有し、課題解決に向けて検討する場としています。

県は、県からの情報提供の場として活用するとともに、それぞれの開催状況及びその結果について、県ホームページで公表しています。

③ 医療提供体制の均てん化・集約化

県内には、現在、拠点病院が22病院、指定病院が10病院あり、各拠点・指定病院では、患者の状況に応じた適切かつ安全で標準的ながん医療(手術療法・放射線療法・薬物療法)を提供しています(均てん化)。

④ がんゲノム医療の提供

県内には、現在、がんゲノム医療拠点病院が4病院、がんゲノム医療連携病院が11病院整備されています。市内では、横須賀共済病院が「がんゲノム医療連携病院」の指定を受けています。令和元年度(2019年度)から、これらの施設において、がん遺伝子パネル検査が保険診療で受けられるようになりました。

市では、がん患者が県内のどの病院で治療を受けていても、がんゲノム医療についての最新の正しい情報が得られるよう情報提供の充実を図ります。

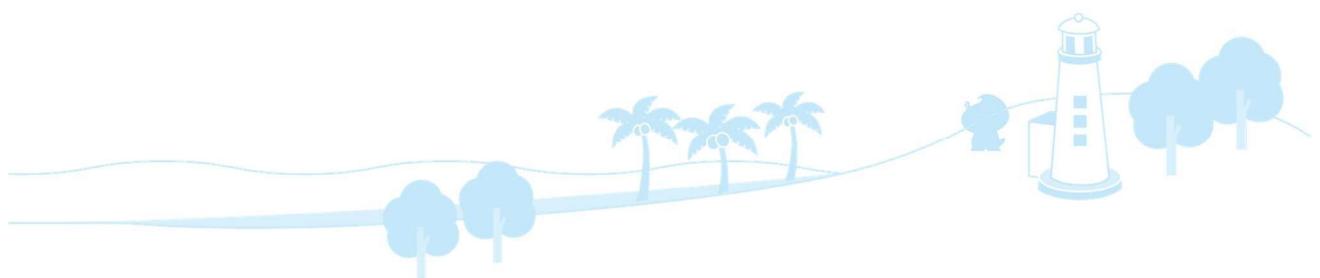
神奈川県ホームページ「がんゲノム医療と治療」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/01_gann-genomu.html



⑤ 手術療法・放射線療法・薬物療法

国は、がん患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な手術療法を受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく、高度な手術療法・放射線療法・薬物療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取り組みを進めています。



⑥ チーム医療の推進

拠点・指定病院では、個々の患者の状態に合わせ、様々な専門職種が連携し、治療や支援を進めていく“チーム医療”を提供しています。

様々な診療科(外科、内科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、緩和ケア内科、精神腫瘍科、リハビリテーション科など)の医師や看護師、臨床検査技師、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、診療放射線技師、リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)などが、状況に応じてチームをつくり、診断、治療のほか、生活や心の支援なども含めて話し合いをします。

また、県及び県がん診療連携協議会において、協定企業や関係団体とも連携し、チーム医療に関する研修会等を開催しています。

⑦ 医科歯科連携の推進

がん患者に対する口腔機能管理は、がん治療中に併発する口腔内トラブルの発生を予防するばかりでなく、局所合併症や誤嚥性肺炎の発症頻度を低下させる効果があり、がん患者の生活の質の向上につながることから、医科と歯科との適切な連携が求められています。

拠点・指定病院では、入院患者への口腔機能管理の実施や、地域歯科医師会や在宅歯科医療地域連携室と協力して地域の歯科診療所にごん患者を紹介するなど、各病院や地域の実情に応じて、医科と歯科の連携による口腔機能管理を提供する取り組みが進められています。

市では、神奈川県歯科医師会が作成している「神奈川県におけるがん診療医科歯科連携ガイドブック」などの参考情報を周知します。

神奈川県ホームページ「がん診療医科歯科連携」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ikashika.html>



神奈川県歯科医師会 がん診療医科歯科連携事業

<https://www.dent-kng.or.jp/iryuu/gankanjya/>



神奈川県歯科医師会「神奈川県におけるがん診療医科歯科連携ガイドブック」第2版

https://www.dent-kng.or.jp/fsw/wp-content/themes/kanagawa/pdf/20220418_01.pdf



⑧ がんのリハビリテーション

がん診療連携拠点病院では、各病院の実情に応じて、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の配置を進め、様々な病気でがんのリハビリテーションを提供しています。

また、県及び県がん診療連携協議会は、患者が退院後もリハビリテーションを継続できるよう、地域の医療機関や在宅医療に携わる関係機関等との連携に取り組んでいます。

⑨ 支持療法の推進

がん医療の進歩等により、がん患者の生存率が向上している反面、治療に伴う副作用や合併症、後遺症に悩まされている患者が増加しています。

支持療法とは、がん治療で発生する副作用に対して、予防もしくは症状軽減を目的として行う治療です。

拠点・指定病院は、病院の実情に応じて、「リンパ浮腫外来」や「ストーマ外来」を設置したり、がんのリハビリテーションでの改善指導や相談支援を実施する等の対応をしています。

県がん診療連携協議会(相談支援部会)では、各拠点・指定病院における支持療法やピアランスケアの対応について、情報共有します。

⑩ 緩和ケアの提供

緩和ケアとは、重い病を抱える患者やその家族一人一人の身体や心などの様々なつらさをやわらげ、より豊かな人生を送ることができるよう支えていくケアとされています。

拠点・指定病院では、整備指針に基づき、患者やその家族等に対して、がん治療医とともに多職種のメンバーで構成された緩和ケアチームによる、専門性の高い緩和ケアの提供や、がん医療に携わる医師、歯科医師、看護師及び薬剤師等の医療従事者を対象に、定期的に国の指針に基づく緩和ケア研修会を実施しています。

市では、関係医療機関等と連携し、がんと診断された時から、がん患者の状況に応じて提供する緩和ケア等についての情報提供の充実を図るとともに、国の動向を注視し、適宜関係医療機関等と連携を図っていきます。



神奈川県ホームページ「緩和ケア」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/kyousei/kannwa-care.html>



⑪ 妊孕性温存療法

がん治療によって妊孕性が低下する場合がありますことから、そのような可能性のある治療を開始する前に、受精卵、卵子、卵巣組織、精子を凍結保存する妊孕性温存療法がありますが、自費診療であるため、高額な費用がかかります。

県では令和元年度(2019年度)に助成事業を開始し、令和3年度(2021年度)からは国の事業になりました。さらに、令和4年度(2022年度)からは、妊孕性温存のために凍結保存した受精卵等を用いた、妊娠のための生殖補助医療に係る費用も助成対象に追加されました。

がん治療開始前の患者やその家族に妊孕性への影響について説明し、意思決定の支援をするためには、がん治療医をはじめとする医療従事者に妊孕性に関する理解を広める必要があることから、市では、県の助成制度をはじめとした情報提供の充実を図ります。

神奈川県ホームページ「妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganchiryou/ninnyousei-jyosei.html>

電話：045-210-5015 (直通)



《県》妊孕性温存治療費助成制度の対象となる治療と助成上限額

(助成回数通算2回まで)

対象となる妊孕性温存治療	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

コラム

妊孕性とは

「妊娠するための力」のことをいいます。妊孕性は、女性にも男性にも関わることです。妊娠するためには卵子と精子が必要となり、卵巣、子宮、精巣などが重要な役割を果たしています。がんの治療では、それらの妊娠に関わる臓器にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、生殖機能に影響してしまい、妊娠するための力が弱まったり、失われたりすることがあります。

出典：がん情報サービス(国立がん研究センター)

・妊孕性(にんようせい)ががんの治療と生殖機能への影響について



(2) 希少がん・難治性がん対策

希少がんとは、「人口10万人あたりの年間発生率(罹患率)が6例未満のもの」、「数が少ないがゆえに診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きいもの」と定められています。この定義に従うと、骨の肉腫、軟部肉腫、脳のグリオーマ、眼の腫瘍、中皮腫、神経内分泌腫瘍、小児がん、など200種類近い悪性腫瘍が希少がんに分類されます。個々の希少がんは、いずれもがん全体の1%にもみえないまれな腫瘍ですが、すべての希少がんをあわせると、がん全体の15～22%にも達します。

希少がんは、患者が少なく、専門とする医師や医療機関も少ないことから、特に有効性の高い診断・治療法の開発、希少がんに関する情報の提供が求められています。

神奈川県立がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、国立がん研究センター中央病院希少がんセンターが構築した施設別がん登録件数検索システムを活用することにより、診療実績を提供するほか、希少がんセンターと連携するなどし、希少がんや難治性がんに関する相談に対応しています。

市は引き続き、国立がん研究センターや希少がんホットライン等の相談窓口の周知並びに希少がん・難治性がんに関する情報収集及び提供を図ります。

国立がん研究センターホームページ

【希少がんセンター】

<https://www.ncc.go.jp/jp/rcc/index.html>



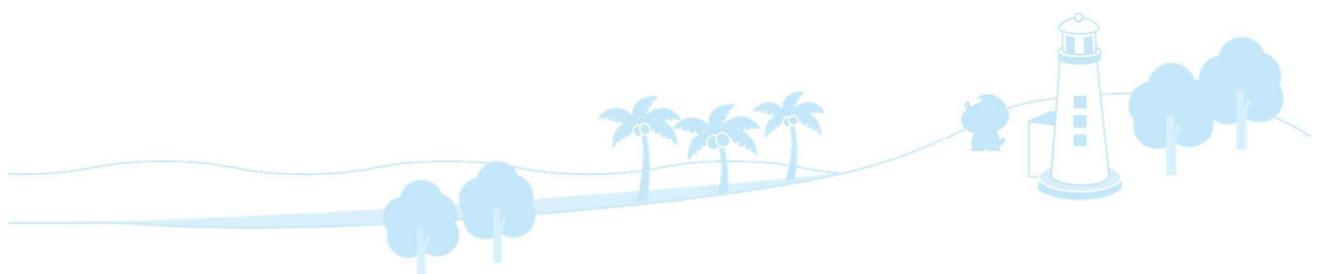
【希少がんホットライン】

<https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/division/support/hotline/index.html>

患者さん・家族・一般の方専用 ▶ 03-3543-5601

医療者の方専用 ▶ 03-3543-5602

受付時間：9：00～16：00（土日祝日・年末年始を除く）



(3) 小児及びAYA世代のがん対策

小児がん(0歳から14歳の小児期発症のがん)、AYA世代(Adolescent & Young Adult(思春期・若年成人)、15歳から39歳まで)のがんは、小児期に多いがんの総称である小児がんなど多種多様ながん種を含み、小児及びAYA世代の病死の主な原因のひとつですが、治療できる病気になってきました。

乳幼児期から思春期・若年成人世代まで幅広いライフステージで発症し、治療後も晩期合併症を発症する可能性があるため、治療後も長期にわたるフォローアップが必要です。

小児・AYA世代のがん種の内訳の変化

小児期からAYA世代にかけてがん種の内訳は大きく変わり、特に女性では20歳～30歳代にかけて乳がん、子宮頸がん、甲状腺がんが増え、その変化が大きい。

り患率が高いがん種 [全がんに占める割合]※

	1位	2位	3位	4位	5位
0～14歳 (小児)	白血病 [38%]	脳腫瘍 [16%]	リンパ腫 [9%]	胚細胞腫瘍・ 性腺腫瘍 [8%]	神経芽腫 [7%]
15～19歳	白血病 [24%]	胚細胞腫瘍・ 性腺腫瘍 [17%]	リンパ腫 [13%]	脳腫瘍 [10%]	骨腫瘍 [9%]
20～29歳	胚細胞腫瘍・ 性腺腫瘍 [16%]	甲状腺がん [12%]	白血病 [11%]	リンパ腫 [10%]	子宮頸がん [9%]
30～39歳	女性乳がん [22%]	子宮頸がん [13%]	胚細胞腫瘍・ 性腺腫瘍 [8%]	甲状腺がん [8%]	大腸がん [8%]

元データ：小児・AYA世代のがん罹患データ (rateシート)

※国際小児がん分類 (International Classification of Childhood Cancer) 第3版のグループに基づく悪性腫瘍の順位 (ただし「その他の癌」は部位で分類)。がん種間の比較のため、いずれのがん種も悪性の腫瘍のみ。

国や県では、患者数の少ない、小児がん、AYA世代のがんの相談窓口を国立がん研究センター電話相談、神奈川県立こども医療センター小児がんセンター等に設けています。

神奈川県立こども医療センター小児がんセンターホームページ

<https://kcmc.kanagawa-pho.jp/shounigancenter/>

住所：神奈川県横浜市南区六ツ川 2-138-4



(小児がんセンター)



(小児がん相談支援室)

【小児がん相談支援室】

<https://kcmc.kanagawa-pho.jp/shounigancenter/support/consultation.html>

時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 (休診日を除く)

電話：045-711-2351 (代表)「小児がんの相談です」とお伝えください。

E-mail:shounigan.1591@kanagawa-pho.jp (お急ぎの場合はお電話でお願いします)

国立がん研究センター中央病院 「AYA世代のがんについて」

<https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/AYA/index.html>

国立がん研究センター中央病院 がん相談専用電話

電話：03-3547-5293 時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00



【神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度について】

小児がんを含む小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度があります。

制度の概要と手続きについて

神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/index.html>

申請先 申請：居住する市町村の窓口

【市内担当】

横須賀市民生局こども家庭支援センター こども給付課

担当：医療助成担当

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3915/g_info/l100000466.html#syoutoku

電話：046-822-9729 FAX：046-821-0424



【予防接種の再接種費用の助成について】

市では、骨髄移植等の医療行為により、免疫が低下または消失した方に対する再接種費用の助成(払い戻し)を行っています。接種前に申請が必要です。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

(小児) 予防接種の費用助成の申請について

民生局健康部保健所企画課 担当：予防接種担当

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3160/20160401.html>

電話：046-822-4339 FAX：046-822-4375



【骨髄移植ドナーの支援について】

市では、骨髄移植ドナー及びドナーが勤務する事業所に対して助成金を交付しています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

骨髄移植ドナー支援事業について

民生局健康部保健所保健予防課

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3170/nanbyou/](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3170/nanbyou/kotuzuiisyokudona-sienjigyou.html)

[kotuzuiisyokudona-sienjigyou.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3170/nanbyou/kotuzuiisyokudona-sienjigyou.html)

電話：046-822-4385



市は引き続き、小児がん、AYA世代のがんの患者やその家族の方に対し、相談窓口の案内や、助成制度、予防接種再接種助成等の周知啓発を行って参ります。

(4) 高齢者のがん対策

人口の高齢化により、令和12年(2030年)には、市民のおよそ3人に1人が高齢者となることが予想されており、それに伴い拠点・指定病院にかかっているがん患者に占める高齢者の割合が増えています。

国立がん研究センターのがん統計によると、がん罹患率の年齢による変化は、男女とも50歳代くらいから増加し、高齢になるほど高く、がん死亡率の年齢による変化は、男女とも、およそ60歳代から増加し、高齢になるほど高くなっています。罹患率及び死亡率に照らすと、高齢のがん患者に対するケアの必要性が増すと考えられています。

拠点・指定病院は、高齢者機能評価ツール等を用いて、患者の身体的・社会的要因を適切に評価し、多職種が連携して、個別の状態に応じた治療を提供するとともに、退院後も、高齢のがん患者やその家族等が希望する療養場所で適切な治療が受けられるよう、地域の医療機関や在宅医療施設、介護施設等との連携をすすめています。

市では、国が検討する「高齢者のがん診療に関する診療ガイドライン」が策定された際は、周知を図るとともに、適宜、対応を検討します。

コラム 医療ソーシャルワーカー (MSW: Medical Social Worker) を知っていますか？

エムエスダブリュー

保険医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的 問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

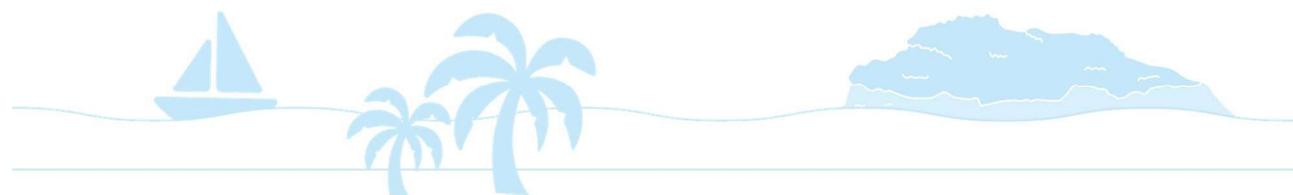
【支援内容】

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助 | 4. 受診・受療援助 |
| 2. 退院援助 | 5. 経済的問題の解決、調整援助 |
| 3. 社会復帰援助 | 6. 地域活動 |

出典：厚生労働省 医療ソーシャルワーカー業務指針

入院したけど医療費が支払えるか心配、
病気の告知を受け不安でどうしたらいいかわからない、
利用できる制度などについて知りたい、
抗がん剤治療を継続しながらの職場復帰に不安があるなど…

一人で抱え込まず、相談してみましよう。



(5) がん登録の推進

がん登録は、がんのり患数やり患率、生存率、治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを得ることにより、科学的根拠に基づいたがん対策や質の高いがん医療を実施することを目的としています。平成28年(2016年)1月から「がん登録等の推進に関する法律」に基づく「全国がん登録」が開始され、医療機関等で診断されたがんの種類や進行度等の情報が、医療機関等から都道府県を通じて国立がん研究センターへ提出され、一元的に管理されています。

また、院内がん登録は、全ての拠点・指定病院で実施されており、医療機関内でがんの診断や治療を受けた全患者について、がんの診断や治療等に関する情報を登録する仕組みであり、当該医療機関のがんの実態を把握し、院内におけるがん医療の質の向上とがん患者の支援を目的としています。

神奈川県ホームページ「がん登録」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/know-about-gan/ganntouroku.html>



(6) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

がん研究により、がん医療に係る医薬品(診断薬を含む。)、医療機器及び医療技術の開発を加速させるとともに、それらの速やかな医療実装が求められています。

国では、拠点病院等における臨床研究等の推進と適切な医療機関への紹介や治療薬等へのアクセス改善に向けた研究開発や治験の推進、実用化に向けた対応策の検討をすすめています。

